休眠預金等活用法に係る異動事由について

みなと銀行は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動のない預金（以下「休眠預金等」といいます。）につきましては、毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社は、以下の「休眠預金等活用法に係る異動事由」を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただくこととしております。

＜休眠預金等の定義＞

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第２条第６項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日とは

休眠預金等活用法第２条第５項各号に規定する以下の日の中で、最も遅い日です。

①当該預金等に係る異動が最後にあった日

②預金等に係る債権の行使が期待される日（満期日（定期預金等）等）

③通知を発送した日

（到着した場合に限る。通知発送後１ヶ月返送がなければ到達したとみなす。）

④金融機関の合併後、預金等の承継があった日等、預金に該当することとなった日

＜休眠預金等活用法に係る異動事由＞

当社における異動とは、以下の事由をいいます。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります）

③ 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます）の対象となっている場合に限ります）

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます）もしくは繰越があったこと

⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限ります）

⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

※上記①～③は、法定の異動事由、④～⑥は、休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当社が行政庁から認可を受けた異動事由

預金種類ごとの異動事由は以下のとおりです。

◆預金種類別　休眠預金等活用法にかかる異動事由◆

<table>
<tr><th>対象となる預金種類</th><th>◆休眠預金等活用法にかかる異動事由◆における該当異動事由番号</th></tr>
<tr><td>当座勘定</td><td>①・②・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤</td></tr>
<tr><td>普通預金</td><td>①・②・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤・⑥</td></tr>
<tr><td>貯蓄預金</td><td>①・②・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤</td></tr>
<tr><td>納税準備預金</td><td>①・②・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤</td></tr>
<tr><td>自由金利型定期預金（M型）
＜スーパー定期＞・＜スーパー定期300＞</td><td rowspan="4">①・③・④・⑤・⑥</td></tr>
<tr><td>自由金利型定期預金
＜大口定期預金＞</td></tr>
<tr><td>期日指定定期預金</td></tr>
<tr><td>満期選択型定期預金</td></tr>
<tr><td>通知預金</td><td>①・③</td></tr>
<tr><td>積立式定期預金（一般型）</td><td>①・③・④・⑤・⑥</td></tr>
<tr><td>リテール口座</td><td>①・②・③・④（預金証書の発行を除く）・⑤・⑥</td></tr>
</table>

以上